## 総合教育会議について

- ◆首長は、現行制度においても、予算の編成・執行や条例案の提出などを通じて教育行政に大きな役割を担っているが、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するためには、首長と教育委員会の意思疎通は不可欠である。
- ◆このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題等を協議・調整し、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置する。

## 1. 構成メンバー

- (1) 構成員は首長と教育委員会。(法律第1条の4第2項)
- (2)協議内容によっては、必要に応じて有識者の出席を求め意見を聴くことが可能。 (法律第1条の4第5項)

## 2. 協議事項等

- (1)総合教育会議において、協議・調整する事項は次のとおり。(法律第1条の4第1項)
  - ①当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
  - ②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
  - ③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項
  - ④上記に掲げるもののほか、総合教育会議の目的を達成するために必要な事項
- (2)首長と教育委員会は、会議で策定した方針及び事務の調整が行われた事項について、 それぞれの所管する事務を執行。(法律第1条の4第8項)
- ※教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、 会議の協議事項とすべきでないとされている。

## 3. 会議の運営等

- (1) 総合教育会議は首長が招集する。(法律第1条の4第3項)
- (2)教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。

(法律第1条の4第4項)

- (3)総合教育会議は原則公開。ただし、個人情報の保護、会議の公正が著しく害される おそれがあるとき、その他公益上必要があると認められる場合は非公開とすること が可能。(法律第1条の4第6項)
- (4)会議の議事録を作成し公表するよう努める。(法律第1条の4第7項)
- (5) その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。(法律第1条の4第9項)